

# 主権について（最終講義）

岡 部 悟 朗

## 1. はじめに

「国民主権」とか「主権国家」という政治学の基礎用語、基礎概念は人口に膾炙するものであるが、翻って「主権」そのものとは何かを考え始めると容易には答えはでないように思われる。

まず、そうした基礎用語、基礎概念を考える際のアプローチであるが、これは今期の政治学講義で既に明らかにしているように「概念史アプローチ」を採用している。では「概念史アプローチ」とはどのようなものかと問われれば講義において簡潔・明瞭に伝えられる定義は実はない。概念史のドイツの第一人者、マンフレート・リーデルの『市民社会の概念史』<sup>(1)</sup>の中にもそのような定義はない。リーデルは、定義よりもむしろ、要は、「政治」だの「自由」だの諸々の概念の歴史研究に取りかかるべしということかもしれない。概念史アプローチを採用する際、F・H・ヒンズリーは次のように言う。<sup>(2)</sup>「ある時代乃至文明の用語や表現は、それらが別の言葉に翻訳される場合、時折それにほんの近い相当語句が与えられるという事実から意味論上の問題が生ずる。昔の用語が今なお使用される場合、かつてその用語の根底にあつた現実の事象が何の変化もこうむらなかつたと我々は思いがちであるために、それは深刻にされる。上記の傾向が翻訳上の難問と合わされる時に生ずる混乱については事例にあふれている。」(傍点筆者)

我が国の政治、政治学の用語の多くは幕末・明治にヨーロッパ諸語から中国語を借用して翻訳された。そうだとすれば、翻訳されたヨーロッパ語(そのヨーロッパ語の変遷とヨーロッパ諸語の中の位置)、中国語との照応、それぞれの「現実の事象」との関係、さらに日本語(和語、漢語、<sup>Chino-Japanese</sup> 翻訳語)との照応や現実との関係を検討しなければならない。

ヒンズリーの警告を俟つまでもなく、用語の歴史と現実の事象との、あるいは理論と現実との包括的研究は難しくその成果は多くない<sup>(3)</sup>ように思われる。

さて、大抵の政治概念は論争的概念であるが、論争的といっても殆どがより学術的な論争である。しかし、「主権」概念は学術的論争性に加え政治論争が加わり政治的論争性がより強い。「主権」の用語を使用することを避けた人もいる。ロックが有名だし、かれは「supreme power」を用いた。ジャック・マリタンは主権概念を「棄てさらねばならない」と断言し、それは主権概念が「本質的に誤まって」おり「どうしても誤解に導かれることになる」からだと言う。<sup>(4)</sup>かくして「主権」概念史は驚くほど長期にわたる論争史となり今日もなお続いている。

英語のsovereign, sovereigntyは古フランス語souveraineté（現代表記はsouveraineté）から14世紀に英語化し「他より上位の」、また「最高、至上」の意味であった。中世のフランスでは最高裁判所はCours Souverainsと呼ばれた。<sup>(5)</sup>従って問題にすべきは、1576年のJean Bodinのsouveraineté＝「主権」なのであって、その際、「最高の」といった相対性を「主権」が脱することも問われなければならない。

「主権」の用語は前3世紀、中国の『管子』（七臣七主）に見え、「君主の権力」の意味とされる。しかし、この「君主」が皇帝、国王、領主と区別されているのか、また「権力」が「権威」と区別されているのかどうかは不明である。我が国の辞書の上では柴田昌吉、子安峻の『附音挿図英和字彙』（明・6）が英語のsovereigntyに「主権」の訳語を付したのが最初である。

出版された論文、著書の中に「主権」の語は明治6年を中心にしてかなりあるが、象徴的な歴史的意味をもつものとして我が国最初のホブズ『リヴァイアサン』（1651）の翻訳・出版について触れよう。『リヴァイアサン』は4部構成であるが、その第2部のみが拂波士『主権論』と題されて明治16年、文部省編輯局から出版された。その翻訳・出版には加藤弘之が深くかかわった。『リヴァイアサン』の第1部「人間について」は翻訳せず第2部の「コモンウェルスについて」も翻訳率は半分にも満たない「44.8%」にすぎなかった。<sup>(6)</sup>なぜこの時期にかくも急いで抄訳されたかについては、田中浩の「民権運動（明7～明22）に対抗するものとして出版された」とするのが通説であるが、高橋は「国会開設の詔勅（明14・10）を受けて展開された主権論争」に起因し「人権論争とのかわりを慎重に回避し、主権論争のみに参加させようとする文部省苦心の翻訳」とする。<sup>(6)</sup>このように、我が国における「主権」概念の登場は極めて政

治的であった。

主権の政治的論争性とは、主権の所在——誰が主権を握るか、あるいは主権をどこにおくか——をめぐる論争を背景にしている。君主主権、国民主権、人民主権をめぐる論争はいうまでもない。19世紀ドイツの理性主権、国家主権、法主権は君主主権か国民主権かについて所在の棚上げ、または妥協であった。また、20世紀イギリスの多元主義国家論は国家のみに主権を置くことを避け、団体主権、共有主権、分割主権を主張した。

一方、主権 (sovereignty) を考察する際、類似語との関連と区別が問題となる。例えば、ラテン語を思いつくままに挙げると *imperium* (*merum imperium*)、*potestas* (*potestas suprema*)、*dignitas*、*maiestas*、*supremas* —— これらの中にはラテン語辞典で「主権」の意味があてられているものもある ——、また、英語の *supremacy*、*superiority*、ロックの *supreme power*、また、教皇の *plenitudo potestatis*、あるいは *plena potestas* との関連と区別を検討しなければならない。

あるいは、関連語 —— 例えば *representation* (代表)、支配、帝国や国、統治、規範性との関係も問題にしなければならない。

かくして、「主権」の問題は非常に長期にわたり、かくも多岐に及ぶが、本日は時間の都合上、<sup>(7)</sup> 通史は断念せざるをえない。その上、1612年の Suarez の *ius gentium* の *ius intra gentes* と *ius inter gentes* の区分、また、1821年の Hegel 『法の哲学』における「対内主権」 (§ 278 ~ § 279) と「対外主権」 (§ 321 ~ § 340) —— また、ハバーマスの1996年の論文 —— の区分に従えば、*ius intra gentes* あるいは「対内主権」に本日の講義を限定せざるをえない。

従って、四つの問題を提起する形で講義を進めることにする。無論、「主権」の問題はこれに尽きるわけではない。

## 2. 「主権」は「権力」か「権威」か

この問題は、言葉を言いかえると「主権」の定義の問題である。

Bodin, *Le six livres de la République*, 1576が「主権とは国家の絶対的かつ恒久的権力」とするその定義以来、「権力」とするのが圧倒的である。中国語の「主

権」も「君主の<sup>レ</sup>権力」であった。我が国の明治以来の辞書もすべてに近いと  
いって良いほど「権力」とする。ただ、明治29年の『和英大辞典』のみが「The  
governing power or authority」とする珍しい例である。

ボダン<sup>9</sup>は先の定義で「主権」を「権力」、即ち、puissanceとしながらも、  
souverainetieと共にmajeste（至上権、尊厳、権威）、あるいはsumma potestas（最  
高の権能）も同義語として使う。また、「主権」の語に付す形容詞は「絶対的」、「最  
高の」、「最も偉大な」、「全体的」、「無制限」、「恒久的」と様々である。ヴィン  
セントは、それらの形容詞について問題を指摘している<sup>(8)</sup>。即ち、例えば「絶対的」  
と相対的な「最高の、最も偉大な」との矛盾、また、「最高の」と「最も偉大な」  
との異なるレベル、また、「無制限」という非現実性である。

ペンバートンもアイザイア・バーリンに倣って「主権は権力である」と言う<sup>(9)</sup>  
が、ジャクソンはアーネスト・バーカーに倣って、また、オークショットに倣っ  
て「主権は一種の権力ではなく一種の権威である<sup>(10)</sup>」と言う<sup>(11)</sup>。

このように「主権」は「権力」か「権威」かと問えば論者によって必ずしも  
一様ではない。

しかし、権力か権威かという問題を少し突き放して考えてみると、その設問  
の仕方自体に反論が予想される。つまり、そうした二項対立的な設問の仕方が  
果たして正しいのかということである。

というのは、現代の政治研究者は権力を以下のようにとらえているからであ  
る。「権力とは、影響力という第一次的な力に、強制力と権威という権力の対  
象者の行動を確実に変更させる力が加わった複合的な力といえる」と定義し、  
権威の手段として(1)説得、(2)教育、(3)正当性イデオロギー、強制力の手段と  
して(1)物理的強制力、(2)価値剥奪、(3)価値付与、を挙げる（安世舟）。つまり、  
権力と権威を二項対立的にとらえることなく、しかも実体的ではなく関係的に  
とらえ、複合的な力とする。物理的強制力は〈ultima ratio〉であり、それを最  
後の切り札としながらも常に正当化（正当性イデオロギー）されなければならない。  
ウェーバー（『職業としての政治』）を俟つまでもなく「国家は強制力の  
独占である」から、主権国家は強制力と正当性イデオロギーをかね備えなけれ  
ばならない。このように考えれば、ヒンズリーの主張は、主権に関して権力と  
権威との折衷・妥協・矛盾ではない。ヒンズリーは「主権、つまり、政治<sup>レ</sup>権力

に関する学説<sup>(12)</sup>としながらも「国家形態の出現は、こうして主権概念の、つまり、共同体に最終的・絶対的な政治的権威が存在するという概念の必要条件となる<sup>(13)</sup>」と言うのは十分首肯できる。

ヒンズリーの主張には、但し、若干の補足説明が必要であろう。ヒンズリーが主権に付す形容詞をボダン問題を踏まえ「最終的・絶対的」に限定したことはより正確になったとはいえ、一方で現代では現実政治家から「絶対的かつ排他的な主権の時代は過ぎ去った<sup>(14)</sup>」の声も挙がっているからである。このブトロス＝ガリの言葉は近代国家＝国民国家＝主権国家の黄昏の時代の一定の徴候がある中で首肯できる一定の側面もある。しかし、ヒンズリーは、主権（国民国家の主権）の不変性や永遠性を主張しているのではない。ヒンズリーは、主権を共同体、政治的共同体、政治体と関係づけながらも、主権がその基盤から遠去かる、離れていく性向を十分に踏まえている。だから、（明確、あるいは詳細ではないとはいえ）、人類史の遠い将来にグローバルな単一国家や世界連邦ではなく、グローバルな政治体（body politic）にグローバルな主権を置くという発展を展望している（無論、「グローバルな政治体」と言う時、「政治体」は中世の有機体的な概念であり、別のふさわしい概念にさしかえるべきであるとは言える）。

### 3. アリストテレスは「主権」概念を持っていたか

この問題は、言葉を言いかえると「主権」概念とその類似概念の関係の問題、また、翻訳の問題、さらに言えば概念史の重大な問題である。

古賀は「ヒンズリーによれば、主権という言葉のアリストテレスの政治的著作に捜しても無駄である<sup>(16)</sup>」と言う。ところが、ヒンズリーの該当箇所を正確に示せば以下のとおりである。「往々にして、古代ギリシア人は少なくともアリストテレスの時代には主権概念を発展させていたこと、またかれらはそれを理解した人々であったと考えられている。確かに、より初期の文明——例えば古代エジプト、あるいは古典期以前の君主政ギリシア——、の記録に主権概念を捜し求めても無駄であろう。」<sup>(17)</sup>（傍点筆者）

日本語訳アリストテレス『政治学』<sup>(18)</sup>を繙けば「主権」の語が10箇所、「主権者」の語が40箇所出て来る。果たしてこれは誤訳なのであろうか。

そしてまた、「主権」の語以外に、「最高の権威」、「ボリーティア国民権」、「至高の権力」、「決定権」の語も眼にする。

「主権」に相当するギリシア語はkyriotes、「主権者」のそれはkyriosと思われるが、原田は「ギリシア時代には主権観念は存在しなかった」としつつも『主権』表象Souveränitätsvorstellungの基底はautarkeiaの概念の中に見出すことが出来る<sup>(19)</sup>と言う。しかし、autarkeiaはself-sufficiencyの意味であり、主権よりも、アウグスティヌス、アキナスを経て「国家」概念に最接近する概念と考えた方がよかろう。ついでながら、ドイツ語Souveränitäts(vorstellung)をあえて用いることは、ドイツ語が英語のsovereignty、フランス語のsoverainetéに相当する語を18世紀まで持たなかったことを考えれば用いる必要はあるまい。

また、古賀<sup>(20)</sup>は、「ボダンの時代には《主権》という意味内容を示していたのは、・・・ギリシア語でakra eksoysiaであった」という文章の出典をマリタンに求めている。しかし、マリタンは「『主権』<sup>(21)</sup>というものが、その当時、ラテン語でmaiestas、ギリシア語でakra eksoysiaという言葉で表されていたことは、ジャン・ボダンの時代にはよく知られていたとおりでである」と言っており、古賀の引用は誤解を招きやすい。「その当時」とは古賀の言う「ボダンの時代」ではなくマリタンはギリシア・ローマの時代にはと言っているのである。だから、マリタンは、kyriosをsovereign、kyriotesをsovereigntyとするのは「誤解を招きやすく」、「最高の権威」を意味するakra eksoysiaだとするのである。

かくして、ギリシア語で「主権」に最も相当するのがkyriotesかautarkeiaかakra eksoysiaかは判断しかねるが、ヒンズリーはアリストテレス『政治学』の「法の主権」(3-11-1282b-2)が「今少しで主権概念に達するところであった<sup>(22)</sup>」と指摘する。「今少しで」というのは、ギリシアのpolis概念が国家と社会コイノニア(共同体)を区別せず、しかも部族的な都市段階にあることが主権概念の成立にとって決定的な障害であったからである。

なお、原田はローマのimperiumが主権概念に最接近するが、それは「市民権または軍事上の命令権」にすぎなかったと言う。<sup>(23)</sup>

#### 4. 概念の成立はなぜかくも長期の時間を要したか

先述したとおり、1576年のボダンの*souverainetie*の成立まで極めて長い前史があった。それは一面は*souverainetie*と類似語との区別の歴史であった。今一つの面は*souverainetie*が「最高、至上」の意味を脱し「主権」の意味を獲得する歴史であった。例えば、ドイツをみれば、*souverainetie*に相当する語は18世紀まで無かった。18世紀まで類似語は*Machtvollkommenheit*、*Staatsgewalt*、*Majestät*、*Obergewalt*、*Landshoheit* (*Gebietshoheit*)の多くをかぞえた。18世紀に外国語*Souveränität*が輸入され、19世紀の初めにナポレオンの影響を受けてやっとフランス、イギリスの用語の意味に一致するようになった。<sup>(24)</sup>

ここで問題にしたいのは、成立の遅延の理由を、もっと広く、「主権」概念と近代、近代国家の成立との関係から考えることである。無論、「主権」概念の成立は、大きくは近代、近代国家の成立と並列進行するが、完全に重なり合うわけではない。結論的に言えば、主権も近代、近代国家の成立も中世の普遍性、規範性を打破・独立し、小さな政治「単位」に縮小・「微分」化される過程でほぼ重なり合っているが、絶対主義国家、主権国家、<sup>nation-state</sup>国民国家成立以後は、主権がその政治単位から遠去かり離れる性向があるからである。言葉を言いかえると、主権は対内的な自然状態を克服すると、対内的な普遍性、規範性、最高性を獲得するが、さらに絶対性・排他性を獲得すると対外的側面、つまり、国際的な自然状態の克服に向う性向があるからである。その最初の現われが国際法や国際組織の出現であろう。

さて、話を元に戻すと、近代の出現の第一歩は中世の普遍性、規範性の打破であった。では中世の普遍性、規範性とは何なのだろうか。近代を考える場合、Q・スキナーの文献が不可欠であるが、ここでは便宜上、R・ジャクソンの言葉を引用しよう。<sup>(25)</sup>「中世から近代への政治的変化は、レスプブリカ・クリスティアーナの破壊とエクレジウムの国民教会への、また、レグネムの、マキアヴェリがスタート(*stato*)と呼んだもの、即ち、新興の近代ヨーロッパの国家と国家システムへの変容を伴った。」レスプブリカ・クリスティアーナ*Respublica Christiana*、あるいはコルプス・クリスティアヌム*Corpus Christianum*を考える前提は以下のことである。ローマ帝国が滅亡し東西分裂するのは395年である。

西ローマは476年に東ローマは1453年に滅亡する。また、神聖ローマ帝国は962年、ドイツのサクソン王オットー I 世（936年—973年）の即位に始まり1806年に滅亡する。神聖ローマ帝国の正式名称Sacrum Romanum Imperium Nationis Germanicaeはフリードリヒ III世が戴冠した1486年にやっと完成するのであって、フリードリヒ I 世の12世紀後半には単にSacrum Imperium、また1256年にはSacrum Romanum Imperiumを称したにすぎなかった。神聖ローマ帝国は、イングランドとフランスを除いて、ドイツ、ブルグント、イタリア、ハンガリア、ポーランド、デンマークを擁したにすぎなかった。

J・B・モラルは「9世紀～10世紀になって初めてレスプブリカ・クリスティアーナについて語ることができる<sup>(26)</sup>」と言う。レスプブリカ・クリスティアーナは「キリスト教共同体、あるいは国家」と訳され、コルプス・クリスティアヌムは「キリスト教社会」と訳されている。ところがそれらとよく似た言葉Christendomの英語も頻繁に使われている。クリステンダムは1300年頃からの英語で「キリスト教世界、キリスト教国」と訳されている。クリステンダムはシャルルマーニュが800年ローマ皇帝になり814年に亡くなった以降使われたと言われる<sup>(27)</sup>。つまり、ほぼ9世紀以降、東ローマ帝国、また、イングランドとフランスおよび神聖ローマ帝国の同じ対象をレスプブリカ・クリスティアーナ、あるいはクリステンダムと呼んでおり、私は前者は宗教（教会）の側から後者は世俗（国家）の側からの呼称と解している。なお、クリステンダムは1648年のウェストファリア条約、1713年のユトレヒト条約でも使用され、ユトレヒト条約が最後の使用例である。

ここで問題にしたいのは、レスプブリカ・クリスティアーナであれクリステンダムであれ、その普遍性、規範性を打破、縮小する動きである。それが近代への第一歩であったことは、先に引用したR・ジャクソンの言葉のとおりである。

その際、東ローマ帝国、あるいはイスラム世界と比較しヨーロッパ世界が決して一枚岩（単一性）ではなく多元的であったことが重要である。多元的であるが故に、フィクションとしてそれらの普遍性と規範性とをイスラム等との対抗上も必要とした。多元性は、単に多元的に並存するのではなく絶えず亀裂をかかえていた。その亀裂の第一歩は、東ローマのcaesaro-papismに対抗する中



で教皇グラシウス I 世（在位492年—96年）のビザンツ皇帝アナスタシウス I 世宛書簡に示された両剣論*gladii duo*に発する。<sup>(28)</sup>グラシウスは皇帝権（帝権、俗権）*imperium*と司教権（教権）*sacerdotium*の分立と協働を主張した。これは皇帝権＝権力と司教権＝権威との分岐でもあった。この二つはその後の長い歴史で叙任権闘争として闘われ、ある時はいずれかが上位に、ある時は対等に、ある時は妥協に帰結した。教皇が上位にある時は、教皇は*plenitudo potestatis*（教皇至上権）を主張し、この概念は世俗の主権概念の成立に多大な貢献を果たした。この二つの対立は多元的なヨーロッパ世界、即ち、帝国（皇帝）、王国（国王）、公国、都市、共同体、そして各地の教会組織にまで及んだ。様々なレベルで生じた*imperialism*（帝権主義）——19世紀の*imperialism*は自称乃至詐称に過ぎない——と*papalism*（教権主義）は亀裂の基本軸であるが、ヨーロッパ世界は単純に二陣営に分かれたわけではない。帝国、王国、公国、都市、共同体は存続するために「敵」ともしばしば手を結んだ。例えば、帝国に対抗するために教会と王国が、また、教会に対抗するために帝国と王国が同盟した。帝国、王国、公国、都市、共同体はそれぞれの内部にも亀裂を含んでいたから、統合するために神政政治化せざるをえなかった。勃興する王国の国王は自ら神聖ローマ帝国の皇帝になろうとしたり、クリステンダムから独立しようとした。それが（それ自体、前史や先立つ事例があるものの）*rex imperator in regno suo*と*cuius regio eius religio*の定則である。その帰結が王国の国王は神政政治を続行するというよりも自らを神格化した。王国それぞれに多数の神あるいは神の似姿が誕生した。その段階が13世紀半ば以降の*national state*であった。この半独立の単位が（イスラムの神政政治と異なり）、互いに同盟しあるいは敵対しながら対内的な「自然状態」の克服のために導入するのが「主権」概念にほかならない。かくして、*national state*は*nation-state*となる。（*national*であれ*nation*であれ、実体ではなく、統合のための理念、フィクションである。）

ここで改めて、「主権」の成立になぜかくも長期の時間がかかったのかを問えば、長期の闘争の故であることは無論であるが、何よりも「主権」がクリステンダムの内部から自生したのではなく古代ギリシアやローマから持ちこまれたこと、つまり、古代ギリシアやローマの諸著作からの再発見であったことである。

ヒンズリーはそのことを三点にまとめる<sup>(29)</sup>。

- ① 12世紀に始まるローマ法への関心の復活——それによって、自然法や神法と異なる実定法を考えるようになったこと。
- ② 新しい実定法の観念は古き良き法とする中世のフィクションを無効にしたこと。
- ③ 1260年以降のアリストテレス諸著作（の翻訳）をとおして、「政治」politikonの発見であった。（ちなみに「1260年以降」とは、アクィナスの友人であるメールベケのギョーム(12?-?)による1260年のアリストテレス『政治学』のラテン語翻訳、1260年—67年の『全集』翻訳を指している——筆者）

それらは主権概念の成立を大きく促進したが、成立を阻もうとする者も自らの単位のみを利用しようとする者もいたことは論を俟たない。ともあれ、その帰結が最初の国民国家たる絶対主義国家であった。しかし、「ある意味では、絶対主義は理論の領域に留まった<sup>(30)</sup>。」理論とは絶対主権論、所有権論、王権神授論、国家理性論および人格論であるが、絶対主義はこれらの理論によって漸次補強され「それが最盛期に理論的にも实际的にも窮境にあったのは、パラドクスである。」<sup>(31)</sup> 言いかえれば、絶対主義は絶えず形成途上にあるが形成されたためしかなかった。

## 5. ius gentium は international law の起源か

この問題は、言葉を言いかえると、対内的な「自然状態」の克服が対内主権の確立であったことを踏まえ、国際面での「自然状態」の克服の第一歩として国際法の流れを考察することである。

田畑<sup>(32)</sup>は、「国際法という言葉の外国語には二つの系列がある。一つは・・・ius gentium、いま一つはinternational law・・・」であると言う。

確かに国際法年表における国際法学者の文献をみれば、17・18世紀の文献の書題はius gentiumであり19世紀になってinternational lawの名が登場する<sup>(34)</sup>。

しかし、この「二つの系列」は起源的に別個の系列ではない。

そもそも共和政ローマには*ius civile*、*ius gentium*、*ius fetiale*の三つの法領域があった。いずれもローマ市民を中心とした法概念によって構成されており、*gens*、*natio*はローマ市民からみて未開の種族を指した。*ius gentium*は自然法の下にローマ市民とそれらの種族の間に共通の慣習法が存在すると考えた。しかし、ローマが征服によって帝国として発展し、それらの種族を組み入れると、ローマ市と属州との交通関係、つまり、公法的性格を失ってローマ市民と非市民的臣民との商取引を中心とした私法関係になった。一方、*ius fetiale*はローマ市のフェティアール祭司団にちなんだものであるが、宣戦講和と条約締結の際にはこの法に準拠した。戦争と平和の問題が長い歴史において「国際法」の中心だとすれば国際法の起源は*ius fetiale*の方がふさわしい。ちなみにボダンはいす *gentium*を独立した諸国家の法とみなさず、*ius fetiale*が「国際法」にふさわしいとした。それ故、かれの『*Le six livres*』で「国際法」を扱う第6章を「*De Jure Fetiale*」と名付けた。<sup>(35)</sup>しかし、*ius fetiale*は宣戦講和に宗教の正当化を必要とした時代には適していたが、宗教形式を必要とせず「世俗化」するにつれ、廃れてしまった。そして、*ius gentium*が生き残った。<sup>(36)</sup>*ius gentium*は16・17世紀まで「国際法」の名を独占した。

ところで、*international*の語は、J・ベンサム『*道徳および立法の諸原理*』（1780年）における造語である。（出版は1789年）。（ちなみに、D・ヒュームの『*人性論*』（出版は1739年第1、2巻、1740年第3巻）における第11節は「*of the law of Nations*」と題されている）。ベンサムの*international*の語は*nation-state*間の協調を表し、*nationalism*と矛盾しなかった。

また、*international law*についてOxford English Dictionaryは「1828年」を挙げているが、その根拠も「国際法」の性格も示していない。

我々はこちらまで、国際面における普遍性、規範性獲得の第一歩として「国際法」の歴史を追ってきたが、現代の国際法でさえ、普遍性、規範性の獲得は一部に留まっている。それは何よりも主権国家という厚い壁の存在であろう。

最後に、我が国と国際法の間を述べて終わりにしたい。

E・ヴァッテル（Vattel）の『*国際法*』（1758年）の功績は多々あるが、その一つに「ヨーロッパ合衆国」の提唱がある。それはレスブリカ・クリスティアーナやクリステンダムに代る新しい単一体であった。しかもそれは諸国家の

主権の平等に基づいたassociationであった。<sup>(37)</sup> ヴァッテルの書は英、米、スペイン語等に訳され各国の外交の手引書となった。1839年、『列国法例』の名で中国語に翻訳された。この中国語訳の日本の受容は不明である。

丸山、加藤は「日本の『国際法』には起源が二つある」と言う。<sup>(38)</sup> 一つは、西周と津田真道<sup>まみち</sup>が1862（文久・3）年—65（慶応・元）年にライデン大学に留学しSimon Vissering(1818—88)の同大学での講義を聴講し筆記した講義録で、それを西が『性法略』（自然法のこと）と『万国公法』としてまとめた。1866年、西は開成所で講義を開始するが1868年に同所から『万国公法』として出版した。<sup>(39)</sup> もう一つの起源はアメリカのHenry Wheatonの『Elements of International Law』（1836）の流れである。ホイートンのこの著書を宣教師William Martin（中国名：丁賡良<sup>チョウエイリョウ</sup>）が『万国公法』として1864年に中国語に翻訳した。この漢訳『万国公法』を西が日本語に翻訳し同名で1865（慶・元）年に開成所から出版した。しかし、この西の訳は難解すぎて普及しなかった。続いて、堤毅士<sup>こやし</sup>が『万国公法訳義』として1868（明・元）年に、重野安繹<sup>やすつぐ</sup>が『和訳万国公法』として1871（明・3）年に漢訳から和訳した。<sup>(40)</sup>

1868（明・元）年3月14日に表明された五箇条の誓文は、「公・私」のテーマのところでお話したように、全体的には儒教の「天」、とりわけ横井小楠の影響が考えられるが、由利公正原案や福岡孝弟修正案にはない、第4条の「旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」、即ち「天地ノ公道」＝万国公法の文言には西の講義や1868年の（ファイセリングの）『万国公法』の西の出版の影響が十分に考えられる。

一般的に、国際政治において、国力が弱い時には国際法の遵守や民主主義を唱えるものであるが、明治、大正、昭和のその後の歴史は国際法の遵守どころか蹂躪の歴史を示した。現在の種々のマニフェストがなかなか実行・実現されないのを見ると我が国最初のマニフェストである五箇条の誓文にその原点があったのではないかと疑ってしまう。

ところで、万国公法ではなく「国際法」の方は、アメリカのウールジーの『国際法入門』（1860）を1873年に箕作麟祥が『国際法』として翻訳・出版したのが最初である。麟祥は日米和親条約の締結に参画した阮甫の孫である。

福澤諭吉、森有禮らと共に、箕作麟祥、西周、津田真道、加藤弘之らは明六

社の設立会員であった。加藤が拂波士『主権論』の翻訳・出版に深くかわり西が『万国公法』、箕作が『国際法』を出版している事実を考え合わせると明六社の設立・亀裂・活動停止の問題と共にかれらが「主権」をどう意味しどう考えたか、詳細に研究・分析しなければならない。無論、重野の『和訳万国公法』も含めなければならない。

しかし、もはや定年・時間切れである。御静聴、有難うございました。(2010年1月25日)

### 註

- (1) M・リーデル、河上倫逸・常俊宗三郎編訳『市民社会の概念史』、以文社、1990年。  
M・リーデル、宮内陽子訳『規範と価値判断』、御茶の水書房、1983年。  
M・リーデル、河上倫逸・青木隆嘉・M・フープリヒト編訳『解釈学と実践哲学』、以文社、1984年。  
M・リーデル、高橋良治訳『体系と歴史』、御茶の水書房、1986年。
- (2) F・H・Hinsley, *Sovereignty*, Cambridge U.P., (first ed., 1966, second ed., 1986) pp.22-3.
- (3) そうした成果としては、  
Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought*, Cambridge U.P., 1978.  
門間都喜郎訳『近代政治思想の基礎』、春風社、2009年。  
Richard Tuck, *Philosophy and Government 1572-1651*, Cambridge U.P., 1993.
- (4) Jacques Maritain, *Man and the State*, The Univ. of Chicago Press, 1951, p.49. 久保正幡・稲垣良典訳『人間と国家』、創文社、昭・37。40、63頁。
- (5) Jo-Anne Pemberton, *Sovereignty*, St.Martin's Press, 2009, p.1.
- (6) 高橋眞司『ホップズ哲学と近代日本』、未来社、1991年、84、157、160頁。
- (7) 通史としては、  
原田鋼『主権概念を中心としてみたる政治学説史』、研進社、昭・22、を挙げたい。  
新しいもので、通史ではないが全体的に概観するものとして、古賀敬太「主権」、  
古賀敬太編『政治概念の歴史的展開』第2巻、晃洋書房、2007年、がある。
- (8) A.Vincent, *Theories of the State*, Basil Blackwell, 1987, p.55. 森本哲夫監訳・岡部悟朗訳『国家の諸理論』、昭和堂、1991年、73頁。
- (9) Jo-Anne Pemberton, *op.cit.*, p.26.
- (10) E.Barker, *Principles of Social and Political Theory*, Oxford U.P., 1956、には「主権は最終決定権を持つ権威である」(p.60)という言葉が見える。パーカーがその多元主義国家論の立場から、国家による主権の独占を否定し、主権を権威とすることは十分理解しうる。
- (11) Robert Jackson, *Sovereignty*, Polity Press, 2007, p.14.
- (12) Hinsley, *op.cit.*, p.1.
- (13) *Ibid.*, p.17.
- (14) ブトロス・ブトロス＝ガリ元国連事務総長の1992・1、安保理首脳会議・文書『平和への課題』に見える言葉。ジェームズ・メイヨール、田所昌幸訳『世界政治——進歩と限界』、勁草書房、2009年、68頁。
- (15) Hinsley, *op.cit.*, pp.212-13.
- (16) 古賀、前掲書、84頁。
- (17) Hinsley, *op.cit.*, p.27.

- (18) 岩波文庫もアリストテレス全集も共に山本光雄訳である。
- (19) 原田、前掲書、1頁。
- (20) 古賀、前掲書、85頁。
- (21) マリタン、前掲書（原書p.30、訳書41頁。）
- (22) Hinsley, op.cit., p.30.
- (23) 原田、前掲書、9頁。
- (24) Hinsley, op.cit., p.137.
- (25) Jackson, op.cit., p.38.
- (26) J.B.Morrall, *Political Thought in Medieval Times*, Hutchinson, 1958, pp.12-27, 柴田平三郎訳『中世の政治思想』、未来社、1975年、28頁以下。
- (27) Hinsley, op.cit., pp.53-4.
- (28) 柴田平三郎『中世の春』、慶應義塾大学出版会、2002年、272頁以下。
- (29) Hinsley, op.cit., p.72.
- (30) Vincent, op.cit., p.47, 訳書、63頁。
- (31) Ibid., p.75, 訳書、98頁。
- (32) 田畑茂二郎『国際法Ⅰ』〔新版〕、有斐閣、法律学全集55、1973年、2頁。
- (33) 松井芳郎編集代表『ベーシック条約集』、東信堂、2009年。
- (34) 例えば、*ius inter gentes*と*ius intra gentes*に区分したスアレス(1548-1617)の『法ならびに立法者としての神についての考察』(1612)を含め、ズーチ(1590-1661)の『フェキアリスの法と裁判つまり諸国家間の法および同法の諸問題に関する解説』(1650)の「諸国家間の法」は*ius inter gentes*であるし、プーフンドルフ(1632-1694)の『自然法および国際法』(1672)の「国際法」は*De Jure Gentium*、ヴォルフ(1679-1754)の『科学的方法により取り扱われた国際法』(1749)の「国際法」は*Jus Gentium*、ヴォルフの翻訳を企図して執筆したヴァッテル(1714-1767)の『国際法』(1758)も『*Le droit des gens, ou...*』である。それが19世紀に入ると、例えば、Wheaton(1785-1848)の『国際法原理』(1836)は『*Elements of International Law*』、ウールジー(1801-1889)の『国際法入門』(1860)も*international law*である。
- (35) Hinsley, op.cit., p.181.
- (36) Ibid., pp.161-4.
- (37) Ibid., pp.194-5.
- (38) 丸山真男、加藤周一『翻訳と近代日本』、岩波新書580、119頁。
- (39) 『ベーシック条約集』年表の「西周助『万国公法』(1868)」がこれである。
- (40) 加藤周一、丸山真男『翻訳の思想』、日本近代思想体系15、岩波書店、1991年、には、ホイートンの原書とマーティンの漢訳、それに重野の和訳が対訳の形で収められている。